

令和 5 年(2023 年) 5 月 31 日

自主防犯活動団体代表者 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

令和 5 年度鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助制度について (通知)

日頃より本市の安全・安心まちづくり推進事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、平成 28 年度から地域防犯カメラ (以下「防犯カメラ」という。) を設置する自主防犯活動団体に対して補助金を交付しており、これまで神奈川県補助金交付状況や地域住民の要望等を勘案しながら補助内容を改定してきたところですが、令和 5 年度は補助上限額や補助対象経費等の補助内容を一部改定しましたので、その内容を下記のとおりお知らせいたします。

また、令和 6 年度の補助金交付予算を確保することを目的として、各団体における防犯カメラの状況や今後の予定についての調査を行いますので、防犯カメラの設置を予定又は検討している団体は、別添「令和 5 年度鎌倉市地域防犯カメラ設置等計画調査票」に必要事項を記入の上、令和 5 年(2023 年) 6 月 30 日(金) までに地域のつながり課へ御提出願います。(※防犯カメラを設置する予定等がない場合は、調査票の提出は不要です。)

なお、令和 4 年度鎌倉市地域防犯カメラ設置等計画調査で「令和 5 年度以降の申請を検討している」と回答いただきました団体の中で、補助金の交付を希望する団体は、別添「令和 5 年度鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助制度 (概要)」を御確認の上、令和 5 年(2023 年) 7 月 31 日(月) までに地域のつながり課へ補助金交付申請書等を御提出ください。

記

1 令和 5 年度の変更点

- (1) 補助上限額 (設置及び一部の更新) を増額しました。
- (2) リース (契約満了時に所有権移転するものに限る。) を補助対象としました。
- (3) 補助金の交付決定時期が 8 月頃となりました。

なお、詳細については別添「令和 5 年度鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助制度 (概要)」を御参照ください。補助制度要綱、ガイドライン、補助金交付申請様式、Q&A(よくある質問と回答)については、市ホームページ(ホーム>防災・防犯>防犯>防犯カメラ)に掲載しています。

2 令和 5 年度鎌倉市地域防犯カメラ設置等計画調査票の提出先及び方法

郵送又は FAX で地域のつながり課に御提出ください。(調査票は、記入時点の状況を御記入ください。また、提出後に変更があった場合は、その旨御連絡願います。)

【提出期限】 令和 5 年(2023 年) 6 月 30 日(金)

【郵送】 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号(地域のつながり課安全安心担当宛)

【FAX】 0467-23-9900

3 交付申請書等の提出及び方法

提出前に地域のつながり課へ相談いただき、直接、窓口へ御提出ください。

【提出期限】 令和 5 年(2023 年) 7 月 31 日(月)

【提出先】 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 (第 3 分庁舎 1 階地域のつながり課)

事務担当は、地域のつながり課安全安心担当 電話 0467-61-3881 (直通)

令和5年度地域防犯カメラ設置等計画調査票

※設置予定等がない場合は、本調査票の提出は不要です。

| | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|------|----|----|----|----|----|---|
| 団体名 | | | | | | | | |
| この調査票に関する連絡先 | 役職 | | 氏名 | | | | | |
| | 連絡先 | — — | | | | | | |
| 防犯カメラの状況（現在） | | 設置台数 | 台 | | | | | |
| | | 更新台数 | 台 | | | | | |
| | | 修繕台数 | 台 | | | | | |
| 今後の予定 | 1 令和5年度の補助金申請が決定している | | | | | | | |
| | 申請予定台数 | 設置 | 台 | 更新 | 台 | 修繕 | 台 | |
| | 2 令和5年度の補助金申請を検討していて、現在団体内で調整中 | | | | | | | |
| | (予定) | 設置 | 台 | 更新 | 台 | 修繕 | 台 | |
| | 3 令和6年度以降の補助金申請を検討している | | | | | | | |
| | (西暦) | 年に、 | 設置 | 台 | 更新 | 台 | 修繕 | 台 |
| 設置予定箇所(住所) ※決定している場合 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注意1) 本調査票は、補助金の交付を確約するものではありません。

(注意2) 記載時点の状況を御回答ください。

提出期限：令和5年6月30日(金)まで

【提出先】 鎌倉市市民防災部 地域のつながり課安全安心担当

FAX：0467-23-9900

事務担当は、地域のつながり課安全安心担当 0467-61-3881 (直通)

令和5年度地域防犯カメラ設置等計画調査票

※設置予定等がない場合は、本調査票の提出は不要です。

| | | | |
|----------------------|--------------------------------|-------------------------------|---------|
| 団体名 | 小田元町町内会 | | |
| この調査票に関する連絡先 | 役職 | 会長 | 氏名 高橋和雄 |
| | 連絡先 | 080-3342-5671 | |
| 防犯カメラの状況(現在) | 設置台数 | 0台 | |
| | 更新台数 | 0台 | |
| | 修繕台数 | 0台 | |
| 今後の予定 | 1 令和5年度の補助金申請が決定している | 申請予定台数 設置 台 更新 台 修繕 台 | |
| | 2 令和5年度の補助金申請を検討していて、現在団体内で調整中 | (予定) 設置 台 更新 台 修繕 台 | |
| | 3 令和6年度以降の補助金申請を検討している | (西暦) 2024 年に、設置 / 台 更新 台 修繕 台 | |
| 設置予定箇所(住所) ※決定している場合 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注意1) 本調査票は、補助金の交付を確約するものではありません。

(注意2) 記載時点の状況を御回答ください。

提出期限：令和5年6月30日(金)まで

【提出先】鎌倉市市民防災部 地域のつながり課安全安心担当
FAX：0467-23-9900

事務担当は、地域のつながり課安全安心担当 0467-61-3881 (直通)

令和5年度地域防犯カメラ設置等計画調査票

※設置予定等がない場合は、本調査票の提出は不要です。

| | | | | |
|------------------------|--------------------------------|------------------------------|------|-------|
| 団体名 | 鎌倉町内会 | | | |
| この調査票に関する連絡先 | 役職 | 防犯部長 | 氏名 | 鎌倉 太郎 |
| | 連絡先 | 0467 - ●● - ●●●● | | |
| 防犯カメラの状況（現在） | 設置台数 | 2 台 | | |
| | 更新台数 | 台 | | |
| | 修繕台数 | 台 | | |
| 今後の予定 | ① 令和5年度の補助金申請が決定している | 該当項目に○をつけ、予定台数を御記入ください。 | | |
| | 申請予定台数 | 設置 1 台 | 更新 台 | 修繕 台 |
| | ② 令和5年度の補助金申請を検討していて、現在団体内で調整中 | (予定) 設置 1 台 更新 台 修繕 台 | | |
| ③ 令和6年度以降の補助金申請を検討している | (西暦) 2025 年に、設置 1 台 更新 台 修繕 台 | | | |
| 設置予定箇所(住所) ※決定している場合 | | | | |
| ① 御成町 18 番 10 号付近 | | 設置予定場所が決定している場合は、住所を御記入ください。 | | |

(注意1) 本調査票は、補助金の交付を確約するものではありません。

(注意2) 記載時点の状況を御回答ください。

提出期限：令和5年6月30日(金)まで

【提出先】鎌倉市市民防災部 地域のつながり課安全安心担当

FAX：0467-23-9900

事務担当は、地域のつながり課安全安心担当 0467-61-3881(直通)

令和5年度鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助制度（概要）

鎌倉市では、安全で安心なまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組みを支援するため、平成28年度から自治会町内会等の自主防犯活動団体が地域防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置を行う場合は、交付申請に基づき費用の一部を補助してきました。

令和5年度は補助上限額の増額や補助対象経費の拡大等があり、これらの変更点を含めた制度概要については、次のとおりです。

1 補助対象団体

自治会町内会等の地域住民で構成された自主防犯活動団体

2 補助制度の対象

(1) 防犯カメラ

「地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるもの」とします。

(2) 補助対象経費

ア 防犯カメラの設置に係る費用（機器等の購入費及び設置のための工事費）

※リース、レンタルは対象外です。（契約満了時に所有権移転するリースは対象。）

また、この対象経費は、防犯カメラの設置を示す看板設置費用等を含みます。

イ 更新費用及び修繕費用（防犯カメラを所有する場合に限る）

※設置後の保守費用、電気料等維持管理費用は全て自己負担になります。

3 補助率（額）等について

設置費の補助率(額)は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)か、285,000円（ソーラー型は340,000円）のいずれか低い額です。

更新費の補助率(額)は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)か、190,000円（機能強化を伴う更新は285,000円（ソーラー型は340,000円））のいずれか低い額です。

修繕費の補助率（額）は、1台につき補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)か、100,000円（補助上限額）のいずれか低い額です。

※補助金は予算の範囲内で交付するため、申請どおりに交付できない場合があります。

【補助金額と設置団体の負担額算出例】

| | |
|----|--|
| 例1 | 防犯カメラと設置費用の合計が40万円の場合 |
| | $400,000 \text{円} \times 0.75 \text{(補助率)} = 300,000 \text{円} > 285,000 \text{円}$ …補助額 |
| | $400,000 \text{円} - 285,000 \text{円} = 115,000 \text{円}$ …設置団体負担額 |
| 例2 | 防犯カメラと設置費用の合計が30万円の場合 |
| | $300,000 \text{円} \times 0.75 \text{(補助率)} = 225,000 \text{円}$ (補助上限額の範囲内) …補助額 |
| | $300,000 \text{円} - 225,000 \text{円} = 75,000 \text{円}$ …設置団体負担額 |
| 例3 | 防犯カメラの修繕費用が13万円の場合 |
| | $130,000 \text{円} \times 0.75 \text{(補助率)} = 97,500 \text{円}$ (補助上限額の範囲内) …補助額 |
| | $130,000 \text{円} - 97,000 \text{円}$ (端数切捨) = $33,000 \text{円}$ …設置団体負担額 |

4 補助金の申請時期について

設置費・更新費補助金・・・令和5年(2023年)7月31日(月)までに地域防犯カメラ設置費等補助申請書類を御提出ください。(期限厳守)

修繕費補助金・・・・・・・・・・・・・随時受付(概ね令和6年2月末までに事業が完了するように御調整願います。)

5 主な遵守事項について

- (1) 設置に当たっては、設置場所の所有者や管理者、地域住民等からの同意を得ること及び必要な手続きを行うこと。
- (2) 「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な設置及び運用を行うこと。
- (3) 設置後、5年間は継続して運用すること。

6 設置費及び更新費補助金の申請スケジュール(予定)

| 目安の日程 | 内容 | |
|---------------------------|---|---|
| 令和5年(2023年) 総会等が開かれるまで | <p>●設置計画の作成・必要経費の把握</p> <p>【準備に必要な書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 見積書(設置箇所ごとの内訳が分かるもの) 2 防犯カメラ・録画機器の仕様分かるもの(仕様書、カタログ等) 3 防犯カメラ設置予定場所の図面(地図等)及び写真 4 団体規約の写し <p>●地域の合意形成、設置場所に於いた各種調整</p> <p>地域防犯カメラの設置について補助金の交付申請を行う際は、事前に自治会町内会等の総会等で承認を得ておく必要があります。そのため、「地域防犯カメラの設置及び運用要領」等を策定した上で地域の方々に説明を行い、総会等が開催される前に同意を得ておく必要があります。</p> <p>また、設置場所に応じて、道路管理者等から道路専用等の許可を得る必要があります。</p> <p>【主な調整項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民への説明・合意の形成 2 防犯カメラ管理責任者の選任 3 地域防犯カメラの設置及び運用要領の策定 4 設置箇所の所有者との調整 5 警察署との協議 6 占用の承諾(設置する場所に応じて) | |
| | 4月～6月 | <p>★総会等での決議</p> <p>地域防犯カメラの設置については、自治会町内会等の総会等で決議してください。(決議したことを証する議事録等を残してください。)</p> |
| | 6月末日まで | <p>★鎌倉市地域防犯カメラ設置計画調査票の提出</p> |
| | 7月末日まで | <p>★補助金交付申請書一式の提出(申請書は、市のホームページに掲載しています)</p> <p>●設置費補助申請の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防犯カメラ設置費等補助金申請書(第1号様式) 2 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書(第2号様式) 3 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書(第3号様式) 4 団体調書(第4号様式)及び団体規約の写し 5 地域防犯カメラ設置見積書 6 地域防犯カメラの仕様分かる書類(仕様書等) 7 地域防犯カメラ設置場所の図面(地図等)及び写真 8 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書(第5号様式) 9 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領 10 団体が地域防犯カメラの設置を決定した資料 11 団体役員名簿 <p>●更新費・修繕費補助申請の場合 ※修繕費は随時受付。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防犯カメラ設置費等補助金申請書(第1号様式) 2 団体調書(第4号様式)及び団体規約の写し 3 施行場所の図面(地図等)及び写真 4 地域防犯カメラ更新費・修繕費用見積書 5 当該防犯カメラがこの要綱に基づく補助金の交付を受けずに設置された場合は、その所有者が当該団体である事を証する書類 6 団体役員名簿 |
| | 8月以降 | 補助金交付決定(交付決定団体に対し、交付決定通知書を送付します。) |
| 12月末日まで | 補助金交付決定後に防犯カメラの工事を実施 | |
| 令和6年(2024年) 1月～3月 | <p>●補助事業実績報告書一式の提出</p> <p>実績報告書や領収証等のほか、土地所有者、東京電力等の電柱管理者、道路管理者等からの設置許可に関する書類の提出が必要です。</p> | |

(注) 令和5年度の設置費補助金申請は1回限りですので御注意ください。

また、上記予定は変更となる可能性がありますので、予め御承知おきください。

事務担当は、地域のつながり課安全安心担当 電話 0467-61-3881 (直通)